

諮問庁：日本私立学校振興・共済事業団

諮問日：平成27年1月29日（平成27年（独情）諮問第4号）

答申日：平成28年11月14日（平成28年度（独情）答申第49号）

事件名：特定大学を配付先として指定した特定年度の寄付申込書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

特定大学を配付先として指定した2011年度及び2012年度の寄付申込書（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別紙に掲げる部分を開示すべきである。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成26年10月17日付け私事総第214号により日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」、
「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）異議申立書

ア 本情報開示の当初の目的

（ア）製薬会社と大学医学部の癒着を明らかにするという公益のため。

（参考資料1）

（イ）特定大学病院と（略）不正な金銭の授受が事業団経由のこの寄付制度を悪用して行われた疑いを持っており、本情報開示はその事実関係を明らかにすることを目的としていた。（参考資料2）

本決定では寄付者の素性が開示されないためいずれの目的も達成できず、開示の目的を達成できない。

また、開示内容の量も多く開示手数料に見合う情報を得ることができない。

また、奨学寄附金については共同研究契約・受託研究契約などよりも用途の制約が緩く資金提供を受ける研究者側にとって都合の良いものといわれ、寄付者側にとっても正当な支出として支出しやす

いものであるが、その透明性が確保できなければ、いわゆる賄賂を渡すための手段として疑われることとなり、社会からの理解を得ることも困難となる。

イ 異議申立ての理由

(ア) 事業団経由の私立大学への寄付については法人税法などで特段の税制上の優遇措置が適用されるにも関わらず、本部分開示（寄付者の特定に関わる情報の不開示）決定について、法に基づいた合理的な説明がなされていない。

また、本決定については、法人税法の全額損金参入可能な条件と相反するものであり、不開示の決定が合理的であると判断されるのであれば寄付者が全額損金とした会計処理も適正な課税を逃れたものとなり矛盾が生じることとなり、本決定で不合理が生じることとなり適法ではないと考えられる。（参考資料3）

(イ) また、大学医学部への研究費の提供については、共同研究や受託研究など別の手段が用意されており機密の保持など寄付者や大学の正当な権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものについては、適正な納税が行われることを前提とし、NDA（秘密保持契約）などを交わして権利の確保が双方可能である。したがって本開示によって、私立大学の正当な利益を侵害するおそれはなく、本開示によって適正な納税のもと公正な研究活動が促進されることが期待できる。

(ウ) 寄付金一般、公正に広く行われるということで認知されており非公開にする理由がない。

個人の寄付に関しては、個人情報保護法で匿名で寄付をしたい場合には個人の権利として保護の対象とはなる。

しかし、本件は法人のものに限定されており関連する法を確認しても保護権益とする根拠がない。（参考資料4）

(エ) 文部科学省の通達（参考資料5）により、「寄付により特別の利益を受けないことを確認する」ことは求められており、情報公開によってその嫌疑を呈された場合には、適切に情報開示を行う義務があると考えるのが妥当である。

上記理由をもっても、非開示にすべき事由があるのであれば、確たる法的根拠、裁判所の判例、世間一般の社会規範を示した上で、正当な主張を行うべきである。

(オ) その他、開示内容に不審な点がある。

a 理由1に、寄付者が個人名である場合の上記情報は個人に関する情報であって（以下略）そもそもが法人を対象にした寄付であり、この理由は不適切である。

一つの可能性として、個人病院の経営者が便宜を図ってもらうため大学教授を受配先に指定して、医療法人として税制上の優遇を受け寄付を行っている事例があることが考えられる。病院名、医療法人名に個人の名前が冠されていたとしてもそれは屋号であって、個人情報ではなく非開示の理由には当たらない。

- b 理由4「個人の印章及び、指定事項（2）その他特記事項に記載されている個人名」この情報は、特定の教授（の主催する研究室）を指定するためのものと考えられる。

受配先として大学の研究室を指定するものであり、屋号同様に個人情報ではなく、その配分の情報に関しては情報開示されるべき内容である。

また、特定の人物（患者など）に便宜を図ることを依頼する内容であったとした場合は、税制上の優遇を受ける寄付の趣旨からは外れるため、正当な保護権益には当たらない。この点個人情報保護に問題があれば事例個別に不開示の理由を示すべきである。

- c これら嫌疑に関して、具体的な事例を示した回答を求める。

（2）意見書

ア 法5条1号に該当

本件は特定大学特定学部が募集する法人を対象とした寄付制度に対しての情報開示を求めるものであり、そもそも法5条1条には該当しない。

イ 法5条2号イに該当

特定大学特定学部の寄付金の募集については公開は前提としてないとしながらも、寄付の募集に際して寄付者・金額を公表しないという前提は、寄付の募集には記載がない。個人からの寄付については本人の希望が無い場合においては、社会通念上公開されるべきではないということが同様の不服申立て（金沢大学の事例）においても示されており、事業団の主張に関しても同意する余地はある。

しかし法人からの寄付においては、事業団を経由することで特段の税制上の優遇措置が得られることを前提に企業側も寄付を行っており、法人税法37条が定める全額損金扱いの条件となっている、

- ① 広く一般に募集されること。
- ② 教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に寄与するための支出で緊急を要するものに充てられることが確実であること。

これらを満たす目的に沿って、事業団経由での寄付を法人は選択したと考えるのが妥当である。

①の「広く一般に募集」は公に募集するのとはほぼ同義であり、②の項目については公益の増進を目的としており、法5条2号イに規定されている「当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益」という法人の私的利益とは相反するものであり事業団の主張は法人税法と矛盾する。

また特別な税制上の配慮が為されていることに対し、適正に運用すなわち適正な課税措置がなされているかどうかについては国民の重大な関心事となりうることは明らかであり、法の目的である「国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進」のために公開される可能性があるのは、寄付の募集要項に「公開しない」という記載がないことと合わせ十分予見できる内容である。

また法人側がどうしても寄付行為に対して公開されるリスクを負いたくないのであれば全てを特定大学が管理する、税制上の優遇措置の少ない直接募集する寄付制度を活用すればいいのであり何らこの条文に触れるものではない。

ウ 特定大学のその他正当な利益を害するおそれ

確かに特定大学の経営状態は、大学病院の改築・拡張が祟りよくないという噂は方々で聞く。

しかしその件と、特段の税制上の恩恵を預かることができる事業団経由の寄付制度を不当に扱ってよいこととは全く別問題である。

寄付者との信頼関係に影響があるという懸念については一定の理解の余地はあるものの、もしそのような懸念があるのであれば、特定大学独自の寄付制度との間のメリット・デメリットを的確に説明した上で、寄付者に選択させるべきである。その説明が不十分で情報公開により不利益が生じたとしてもその責任は特定大学側にあり、そのあおりを国民の知る権利の侵害として被せるのは全く筋違いの議論である。

寄付者の公開に関しては個人からの寄付に関しては、前述の様に個人情報保護の観点から公にされないことが前提であることは社会通念上容認されており、事実情報公開の不服申立てでもそのように扱われている事例がある。

しかし法人に対してはそのような前提は社会通念上なく、あくまで寄付者側が暗黙に期待しているだけであり、事実寄付の募集についても公開されない前提であるとは記載がない。ただ慣例として、特定大学が公開しなかつただけに他ならない。無論、特定大学が独自に募集する寄付については私企業の裁量で決められるべきことであり、懸念されるようなことがあれば公表を差し控えることは社会的に容認される。

一方、事業団経由の寄付についてはそもそも特定大学の裁量から離れることから匿名性が確保できない場合があり、また公益性が高いと認められる寄付に対してのみ適用される制度であるから、寄付を行う側についても高い透明性が社会から求められることは当然予測できるものである。世の中に公表されるのをはばかれる内容であれば、税制上の優遇措置なしの特定大学独自の寄付で行えばよい。

「その結果、寄付金額も、公表義務のない特定公益増進法人に対する寄付として税優遇を受けることが出来る範囲まで縮小する可能性がある」とあるが、これは法人税法の趣旨からいって当然のことであり、誰の何の正当な利益も侵害していない。

むしろこのような主張を事業団がすること自体、寄付を行う法人の法の規定によらない「適切ではない節税」「課税逃れ」を助長するものであり、法人税法の趣旨からいえば法人税法37条「次に掲げる要件を満たすと認められるものとして政令で定めるところにより財務大臣が指定した」とする財務大臣からの事業団に対する信任に対する背信行為ですらある。

以上に示す理由から、事業団の主張は全く的を得ない、また社会から期待される公益性など全く省みない著しく不当な主張である。

エ また本件に対して、以下の意見の主張を行う。

既に国立大学医学部に対して、ほぼ同様の情報開示の不服申立てが行なわれ、法人からの奨学寄附金については開示が妥当との結論が出ている。したがって、可及的速やかに本件で要求している不服申立てに関しても、同様の開示がなされることを求める。また、この開示がなされても受託研究及び共同研究契約という資金提供の手段があり、寄付者側の法人の正当な権利を害するおそれはない。

情報公開・個人情報保護関係答申・判決データベースより医学部及び医学部附属病院が保有する「奨学寄附金受入状況一覧表」等の一部開示決定に関する件「国立大学法人金沢大学（平成19年度（独情）答申第72号，平成18年（独情）諮問第28号）」における第1審査会の結論において「医学部及び医学部附属病院が保有する平成12年度から17年度までの間の以下の①から③までの文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、i) 奨学寄附金に係る法人等寄附者の名称及び住所、ii) 別紙1に掲げる部分に記載された法人等寄附者の代表者文は担当者の肩書及び氏名並びにiii) 受託研究及び共同研究に係る別紙2に掲げる部分を開示すべきである。」との結論から、個人の寄付については不開示は妥当であるとはしているもの、法人に関しては今回開示を求めているほぼ同等の内容について以下の結論を下

している。

法人等寄附者に関する情報の法5条2号イ該当性について「以上の
ようなことを踏まえると法人等寄附者がどこにいくら寄附をしてい
るという情報が明らかになったとしても、諮問庁の言うようなおそ
れが生ずる客観的な蓋然性があるとは認められず、当該情報は、法
5条2号イに該当するとは認められない。」と結論付けており、一
般に公にされている法人等組織の代表名までは開示は妥当と結論付
けている。

同様の案件で、国立大学法人について既に結論は出ている内容であ
るから、可及的速やかに同等の内容で公開すべき内容であるといえ
る。また、この書面の中で

- ① 10以上の大学法人に対して、処分庁にしたものと同じ内容の
開示請求をしているが、東北大学、東京大学、大阪大学、九州大
学などは、企業等の名称も開示しており、しかも、不開示の部分
は限定的である。
- ② 寄附者（個人を含む）、寄附金の名称、金額、研究代表者の役
職・氏名の全て記載した一覧表を自らのホームページで公開して
いる国立大学法人もある。

自主的に大学が公開している例も多々あり、国公立学校に適用され
ている同様の特段の税制上の優遇措置に関しては義務を果たしてい
るとの情報もある。事業団経由の寄付についても同等の扱いを速や
かに行うことが法の趣旨に合致すると考えられる。

医学部及び医学部附属病院が保有する「受託研究契約一覧表」等の
一部開示決定に関する件「国立大学法人金沢大学（平成19年度
（独情）答申第73号、平成18年（独情）諮問第29号）」この
開示請求に関しては以下の不開示が審査会で妥当とされている。
「文書1（医学部及び医学部附属病院奨学寄附金）を除く、文書2
（受託研究関係）、文書3（共同研究関係）」については、成果が
公表されていないものに関しては不開示が妥当と結論付けている。
この決定は法5条2号イ該当性について、社会常識からみても妥当
な判断を行っている。

寄付を行う法人は、正当な競争上の秘密を守る必要があるのであれば
企業側は適正な税申告の元、また寄付を受ける側は税法上適正な
資金管理の元受託研究契約、共同研究契約を結べば、双方の正当な
権利は担保される。

奨学寄附金は寄付する側も全額損金として扱うことができ、寄付を
受ける側も資金の使い道の自由度が高いとされているようであるが、
あくまで所得税法の趣旨に合致する範囲での寄付に対して許されて

いるにすぎない。法と、審査会共に寄付を行う法人側の権利は保護しており奨学寄附金について情報公開がなされたとしても企業の正当な権利は侵害しない。

むしろ情報公開をしないことで課税の透明性に疑念を持たれば制度自体の存続が危ぶまれるおそれすらあると考えられる。

医学部及び医学部附属病院が保有する「共同研究内訳書」の一部開示決定に関する件「国立大学法人金沢大学（平成19年度（独情）答申第74号，平成18年（独情）諮問第30号）」上記と同様の決定がなされている。

オ 国税に税制上の優遇措置の正当性の担保の責任の所在を確認したところ，事業団及び監督官庁である文部科学省という回答であった。

国税庁の公益通報の受付置相談窓口として国税庁のホームページに記載のある特定国税局総務部総務課情報公開・個人情報保護窓口（特定庁舎内）に特定年月日直接出向き，法人税法上の国税の見解を尋ねたところ，2人の職員の方があくまで個人的な見解と前置きしながらも以下のような見解を述べた。

法人税法37条（寄附金の損金不算入）3項2号の全額損金算入の項目（中略）についてその妥当性をどこが確認するか確認したところ，財務省が該当する公益法人等が妥当な審査をすることを前提にして，それを根拠として税制上の優遇措置の適用を認めているとの見解であった。そこに問題があるのであれば，それを所轄する官庁この場合は文部科学省が監督権限を持つのでそこに問い合わせたらどうかとの助言をいただいた。

事業団は，法人税法37条により財務大臣のお墨付きがある故にこの優遇措置は正当であると主張しているが，その正当性を担保する責任は国税の職員の見解と社会常識を照らせば事業団にあるとしか考えられない。法人税法の条文「教育又は科学の振興，文化の向上，社会福祉への貢献その他公益の増進に寄与するための支出で緊急を要するものに充てられることが確実であること。」。

この立証責任は事業団と監督官庁である文部科学省にあり，この条文に沿って国民に適正であることを示すことが出来なければ，企業が正当な課税のもと行われる支出として国税庁に申告した内容が法人税法の税制上の特段の優遇措置に合致しなくなり，脱税として摘発はされないまでも事実上の課税逃れと社会から糾弾されるおそれがある。事業団の寄付金を取り持ち私立学校の振興を図るという社会的役割を鑑みても，理事長名で不開示の理由とされた主張は寄付を行った企業に対してもあまりにも無責任ではないかと考える。そして，その立証のためにも適切な情報開示は必要であると考えられる。

カ 大学医学部と製薬会社の深刻な癒着の問題は既に社会問題となっている。

(ア) 奨学寄附金が製薬会社との不適切な金銭授受の手段とされている報道がある。

また、臨床研究での不正を容認するための事実上の賄賂と使われている疑いすら示唆されている。(参考資料6)

(イ) 特定大学特定学部内の問題として、特定大学特定学部長兼特定A科教授の製薬会社からの金銭の授受が突出して多いという人権擁護団体の調査結果がある。(参考資料7)

同氏は、国の自殺防止の施策に関わっているが、製薬会社の利益につながりかねない疾病啓蒙の活動に力を入れているが、製薬会社との利益相反により国の施策が歪められている疑いもあり、またその金銭の授受に事業団経由の奨学寄附金が使われている疑いがある。

また、特定A科のみならず特定薬の啓蒙CMで出演している特定大学特定学部特定教授や、その他特定B科でも特定学会を経由した特定会社からの寄付及び利益相反の発生が疑われる。

(略)

こういう疑念に対し、事業団経由の奨学寄附金について利益相反の疑いのある法人税法の全額損金の条件「教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に寄与するための支出で緊急を要するものに充てられることが確実であること。」を満たさない、私企業の私的な利益誘導のための資金提供がないか情報開示することは公共の利益に合致すると考える。

(参考資料省略)

第3 諮問庁の説明の要旨

1 事業団が行う受配者指定寄付金事業について

(1) 受配者指定寄付金制度

今回開示請求のあった文書は、事業団(助成業務)の行う業務のうち、寄付金業務(受配者指定寄付金)に係る文書であり、この寄付金業務は、事業団法上「私立学校教育の振興のための寄付金を募集し、管理し、及び学校法人、準学校法人その他私立学校教育の振興上必要と認められる事業を行う者に対し、その配付を行うこと」と規定(事業団法23条4号)されている。

私立学校への寄付には、下表のとおり、寄付者に対する税制優遇措置が設けられているが、この事業団の受配者指定寄付金制度は、所得税法78条2項2号及び法人税法37条3項2号の規定に基づく財務大臣の指定(昭和40年4月30日大蔵省告示第154号)を受けており、私立学校に寄付をする場合に、受取先の私立学校を設置する学校法人を指

定して事業団に寄付をすることで税の優遇措置を受けることができる制度である。

特に、この制度を利用して私立学校に寄付をした企業等は、法人税法上、支出した寄付金の全額を損金の額に算入することが認められることから、事業団を通じたこの寄付制度は、私立学校が寄付募集を行う上で重要な役割を果たしている。

受配者指定寄付金制度は、寄付者に対する税の優遇措置によって寄付金導入の促進を図り、私立学校の教育研究の充実・発展に寄与するとともに、学校法人の財政基盤の安定化を図ることを目的としたものであって、この制度における事業団の役割は、この制度を利用する私立学校の唯一の窓口であること及び学校法人が自らの努力によって獲得した寄付金について、受入及び配付時の審査を通じ、制度の観点からその公益性を担保することにある。

また、この制度と同様の税の優遇措置は、国・公立学校に対する寄付にも設けられているが、この場合は、それぞれの学校が直接寄付の窓口となり寄付金を受け取ることができる仕組みとなっている。

私立学校への寄付に係る税制優遇一覧

寄付者 区分	法人	個人
受配者指定 寄付金 (注1)	寄付金の全額が損金算入 可能	〔所得控除〕 ＝寄付金額（総所得の40％が上限）－2千円を所得から控除
特定公益増 進法人 (注2)	〔損金算入限度額〕 ＝（資本金×0.375％＋当該年度所得×6.25％）×1/2 (注3)	同上
一定の要件 を満たした 学校法人 (注4)		〔所得控除〕 ＝寄付金額（総所得の40％が上限）－2千円を所得から控除 または 〔税額控除〕 ＝{寄付金額－2千円} ×40％を所得税額から控除（所得税額の25％が限度）

		のいずれかを選択
その他の法人等	〔一般の損金算入限度額〕 ＝（資本金×0.25% ＋当該年度所得×2.5%）×1/4	所得控除は認められない
（参考） 国・地方公共団体（国立大学法人等）	寄付金の金額が損金算入可能	〔所得控除〕 ＝寄付金額（総所得の40%が上限）－2千円を所得から控除

（注1）事業団を通して行われるもの。

（注2）「特定公益増進法人」である証明を所轄庁より受ける必要がある。

（注3）「特定公益増進法人」への寄付の損金算入限度額を超える部分の金額は、「その他の法人等」への寄付として損金算入ができる。

（注4）租税特別措置法施行令26条の28の2第2号に定められた要件を満たすものとして所轄庁の証明を受ける必要がある。

（2）受配者指定寄付金業務と情報の取り扱い

事業団が行う受配者指定寄付金制度は、私立学校にとって、寄付者が企業等である場合に寄付額を全額損金に算入できる唯一の制度であるため、私立学校がこの制度を活用し、企業等社会一般に寄付を働きかけることにより、外部資金の導入が促進され、教育・研究活動の活性化と経営基盤の強化が図られることを期待するものであり、この制度は私立学校が行う寄付金募集活動を支援するためのものである。

なお、受配者指定寄付金制度では、受入れにあたって除外要件を以下のとおり定め確認を行い、寄付者に対して寄付金受領書の発行を行っている。

ア 学生、生徒及び児童の入学並びに幼児の入園に関してなされるもの

イ 寄付者につき、税の不当な軽減をきたす結果となるもの

ウ 寄付者がその寄付をしたことにより特別の利益を受ける結果となるもの

エ 受配者として指定された私立学校を設置する学校法人が寄付金配付の対象法人から除外されることが明らかであるもの

また、配付にあたっては対象から以下の法人を除外している。

オ 役員間、教職員間又はこれらの者との間において訟訴係属中そ

- の他内紛があり、寄付事業の適正な執行を期しがたいもの
- カ 破産宣告を受け若しくは負債総額が資産総額を上回り、又は銀行取引停止処分を受ける等財政事情が極度に窮迫しているもの
- キ 法令に違反し、又は法令に基づく所轄庁の処分に違反し、相当期間を経過していないもの
- ク 管理運営に関する事務処理が著しく適正を欠き、寄付事業の適正な執行を期しがたいもの

さらに、事業団では、寄付金に係る審査を通じ、この制度を利用した寄付金が、学校法人が設置する学校若しくは専修学校の教育に必要な資金若しくは基金に充てられるものであることを担保している。

なお、事業団では、この制度に係る私立学校の利用状況をホームページにより、平成16年度以降の配付事業一覧として毎月の配付決定ごと、個別学校法人ごとに公表している。

2 本件対象文書について

(1) 法人文書の特定

本件開示請求は、開示請求文書を、「私立特定大学特定学部「特定研究開発費（受配者指定寄付金）」2011年度及び2012年度（2012年1月～12月の間の情報）2年分について、寄付申込者、金額、申込日、払込日、申込者住所、配分希望先、その他公開可能な内容のリストについてのデータ、もしくは写し」とあった。

受配者指定寄付金制度では、「特定研究開発費」という名称が存在しないことから、特定大学の寄付金募集について、特定大学に確認したところ、受配者指定寄付金制度が利用できることを明記して寄付金募集を行っているものは、「特定研究開発費」という名称の特定大学特定学部に対する寄付金募集のみであるとの回答があったことから、現在特定大学が利用している受配者指定寄付金の全てが開示請求に該当する文書であると判断した。

なお、開示請求の内容のうち、申込日、配分希望先及びその他が指している範囲や指定する期間も年度単位か暦年であるか不明であったことから、開示請求者に当該請求の内容を直接確認したところ、2011年度及び2012年度の受配者指定寄付金の寄付申込書を開示請求文書として指定するという回答があった。

(2) 寄付申込書の概要

受配者指定寄付金に係る寄付申込書は、寄付者が記入し、事業団理事長に宛てて提出するものであるが、寄付募集は各私立学校が行っていることから、手続きの流れとしては、私立学校が寄付者から寄付申込書の提出を受け、その後、学校法人で取りまとめ、整理・確認の上、事業団に提出されている。

なお、寄付金についても原則として、私立学校が受け取った後、学校法人で取りまとめた上で事業団に振り込むこととしている。

(3) 本件対象文書の開示

寄付申込書には、文書日付、寄付申込者の住所、社名、代表者名（個人の寄付の場合は個人名）が記載され、寄付者の印（寄付者が企業等団体の場合は企業の印）が押印されている。また、寄付の内容として、寄付金額、寄付金払込期日及び指定事項として寄付先の学校法人名とその他特記事項を記載することとなっている。

このうち、寄付申込者住所、社名及び代表者名（又は個人名）欄については、寄付者が個人である場合及びその他特記事項に個人名が記載されている場合やその他個人の特定が可能な情報は法5条1号により、寄付者が企業等法人である場合は、同条2号イに該当するものとして不開示とし、それ以外の部分については開示した。

3 不開示情報の該当性について

開示請求文書については、法5条に掲げる不開示情報に該当するものとした理由は以下のとおりである。

(1) 法5条1号に該当

寄付者名が個人である場合の寄付者名、特記事項欄に記載のある個人名及び記載事項を訂正した際の個人名の印影は、特定の個人を識別することができる可能性があり、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため不開示とした。

(2) 法5条2号イ（当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ）に該当

ア 寄付者の権利、競争上の地位を害するおそれ

(ア) 開示対象となった寄付申込書には、寄付申込者の住所、社名、代表者名（個人の寄付の場合は個人名）が記載されており、寄付者の印（寄付者が企業等団体の場合は企業等の印）が押印されている。

この受配者指定寄付金は、寄付者が配付先となる私立学校を設置する学校法人を指定し、事業団に寄付（手続）をするものと位置付けられており、上記寄付申込書の宛先は事業団理事長となっている。

(イ) しかしながら、同じ税の優遇措置を持つ国立大学法人及び公立大学法人等と同様に、私立学校においても、事実上寄付者への訪問、趣旨説明及び寄付金獲得の募金活動は、個々の私立学校が行っている。

こうした募金活動において、これまで寄付者情報の公表を前提とする例はほとんどなく、特定大学及び特定大学特定学部の募金活動においても、特定研究開発費に係る寄付者情報の公表を前提とはし

ていない。また、同法人によって当該寄付の寄付者に係る情報や寄付額等を公表している事実もない。

(ウ) 事業団においても、特定大学及び寄付者に対して、寄付者の情報を公にすることについては何ら伝えていないことから、寄付者は、特定大学に対して寄付をした事実を公にされることは想定していないと考えられる。

(エ) 私立学校の寄付金獲得は、地域社会に対する貢献や教育・研究への取り組みなど、長年に亘って培われてきた活動に対する寄付者からの評価や、寄付者と私立学校との間の強固な協力・信頼関係の構築などの結果であって、これらは私立学校の不断の努力によって行われるものである。

寄付者が私立学校に対して寄付をするか否か、また寄付を行う場合であっても、多数ある私立学校のうち、どの私立学校に対して、いつ、いくら寄付をするかの判断は、私立学校のこうした努力に基づいて、寄付者が主体的に判断すべきことである。

特に、寄付者が企業等である場合には、私立学校に寄付をすることについて具体的な検討を行うにあたり、寄付先である私立学校がどのような教育や研究に取り組んでいるか、寄付者としてそれをどの程度支援するか、また支援をした結果として、如何に個別・具体の連携活動を展開させ、より企業等にとって望ましい協力関係を構築していくか、さらには社会にどれだけ貢献できるか等の企業等の経営戦略に大きく影響していると想定される。

寄付に係る情報には、こうした企業等の経営上の内部情報等の機微な内容を含む情報が含まれている可能性があることから、私立学校に寄付をしている事実や寄付金額を明らかにすることは、当該企業等法人の権利、競争上の地位、その他正当な利益を阻害するおそれがある。

また、今回は寄付金額を開示することを決定していることから、企業等が複数の私立学校に対して寄付をしている場合であって、寄付をしている事実が公開された場合は、寄付金の金額の多寡により企業等の営業活動等に影響を与える可能性もあることから、当該企業等法人等の権利、競争上の地位、その他正当な利益を阻害するおそれもある。

イ 特定大学のその他正当な利益を害するおそれ

(ア) 私立学校を取り巻く環境が一層の厳しさを増している現在の状況において、学校法人にとって、学生生徒納付金、補助金以外の収入を確保することが経営上の喫緊の課題となっている。このような環境において、私立学校は、自主的・自律的に運営するため、自らが

行う教育・研究の充実を図ることを目的として寄付金の募集を行うのであり、寄付金収入は非常に重要な収入と考えられている。

(イ) 特定大学は、自らが行う地域社会に対する貢献や教育・研究への取り組みなどに対する評価や、寄付者との強固な協力・信頼関係の構築など不断の努力により寄付金を獲得するのであって、事業団が受配者指定寄付制度を利用した特定大学に対する寄付者の情報を一方的に公表することは、これまで特定大学と寄付者の間で長年にわたって築かれてきた協力・信頼関係を、受配者指定寄付を利用したという理由だけで壊すことになりかねない。

(ウ) そもそも、私立学校には、基本的な考えとして、寄付者が税制上の優遇措置を受けたからという理由で個別の寄付者に関する情報を公表しなければならないものではなく、実際そのような定めもない。

これまで、寄付者は、私立学校に対する寄付金は匿名性が確保されているという前提にたって、他企業等の寄付額や寄付先等に囚われることなく寄付の判断を下してきたと思われるが、受配者指定寄付金制度を利用した場合のみ、寄付に係る情報が、事業団によって一方的に公表されることになるのであれば、寄付を検討する際の判断基準に、競合他社の寄付額や他の私立学校に対する寄付金額等も加味せざるを得なくなることは明らかであり、こうしたことを嫌った寄付者が、受配者指定寄付金制度の利用を敬遠するおそれもある。

その結果、寄付金額も、公表義務のない特定公益増進法人に対する寄付として税優遇を受けられることができる範囲まで縮小する可能性がある。

こうした事態は、特定大学の寄付金募金活動を著しく困難にし、寄付者数が減少することにも繋がるおそれがあるとともに、寄付金額の減少を招くおそれもあることから、特定大学の寄付金獲得に多大な影響を与え、結果として学校法人特定大学の経営に多大な影響を与える可能性があり、当該法人等の権利、競争上の地位、その他正当な利益を阻害するおそれがある。

(エ) なお、予め取得した特定大学からの法人文書の開示に関する意見書においても、開示による支障を「有」と回答し、その具体的理由として、①寄付者の同意を得ていないにもかかわらず、本法人への寄付情報を第三者に知らせることは、当該寄付者に不利益をもたらす可能性がある。②寄付者が特定できる情報や金額等を、本法人が無断で第三者へ情報開示した場合や、寄付後に同意確認を取るような動きを取った場合、寄付者に不信感や煩わしい感情を持たれ、今

後の募金活動への支障，本法人の貴重な収入財源である寄付金の減少を招き，教育研究活動に支障をきたすおそれがあるため，とし，本件の開示による教育研究活動への支障を強く懸念している。

ウ 以上ア及びイの理由により寄付申込書の一部を不開示とした。

第4 調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

- ① 平成27年1月29日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年2月16日 異議申立人から意見書を收受
- ④ 同月23日 審議
- ⑤ 平成28年10月17日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同年11月10日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は，本件対象文書の開示を求めるものであり，処分庁は，本件対象文書を特定し，法5条1号及び2号イに該当する部分を不開示とする一部開示決定（原処分）を行った。

異議申立人は，本件対象文書の不開示部分は開示すべきであるとして，原処分の取消しを求めているが，諮問庁は，原処分は妥当であるとしていることから，以下，本件対象文書の見分結果を踏まえ，不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 本件対象文書について

ア 当審査会事務局職員をして，諮問庁に対し，本件対象文書の性格等について確認させたところ，諮問庁は以下のとおり説明する。

(ア) 受配者指定寄付金は上記第3（理由説明書）において説明したとおり，私立学校（学校法人及び準学校法人）の教育研究の発展に寄与するため，寄付者（法人又は個人）から寄付対象となる受配者（学校）を指定した寄付金を事業団が受入れ，受配者である私立学校（以下「受入指定校」という。）が事業団に行う配付申請に基づき寄付金の配付を行う，所得税法78条2項2号及び法人税法37条3項2号の規定に基づき財務大臣の指定（昭和40年4月30日大蔵省告示第154号第2号の2）を受けている制度である。

(イ) 本件対象文書は，平成23年度及び平成24年度に特定大学を受配者指定寄付金の受入指定校とした寄付申込書であり，寄付者は全て法人等（株式会社及び医療法人等）であって，個人が寄付者となっているものはない。

原処分を行うに当たっては，特定大学に対し法14条に基づく第

三者意見照会を行った上で、法5条2号イの不開示情報に該当する（i）寄付申込者の社名（法人等の名称）、住所、代表者名（役員氏名）が記載されている部分（以下、併せて「不開示部分1」という。）及び（ii）寄付申込者である法人等の印影及び代表者の印影（以下、併せて「不開示部分2」という。）を不開示とするとともに、同条1号の不開示情報に該当する（iii）寄付申込者である法人の個人（法人等の担当者）の氏名及び印影（以下、併せて「不開示部分3」という。）及び（iv）「3 指定事項（2）その他特記事項」に記載されている個人の氏名（以下「不開示部分4」といい、不開示部分1ないし不開示部分3と併せて「不開示部分」という。）を不開示とした。

（ウ）なお、事業団では、特定大学への寄付金配付（送金）後に学校法人所在地、学校法人名及び寄付対象事業に係る情報は公表しているものの、不開示部分に記載されている情報を公にした事実はない。

イ 当審査会において本件対象文書を見分したところ、上記ア（イ）において諮問庁が説明するとおり、原処分においては不開示部分1ないし不開示部分4が不開示とされていることが認められる。

（2）不開示部分の不開示情報該当性について

当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、不開示部分を不開示とすべき理由について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 不開示部分1について

（ア）事業団及び特定大学では、寄付申込者に対して当該部分に記載されている情報の公表の有無を何ら伝えていないため、法人等は自身に係る情報が公になることを想定していない。上記第3において説明したとおり、法人等が行う寄付は経営戦略に大きく影響するものと想定され、経営上の機微な情報が含まれている可能性があり、原処分では寄付金額を開示したことから、法人等が複数の学校に寄付している場合、寄付金額の多寡により今後の営業活動等に影響を与える可能性もある。

（イ）一般に私立学校が寄付金を募集する場合、信頼関係を築き上げてきた地元の法人等を個別訪問するなどした上で寄付の依頼を行っている。そのため、当該部分に記載されている情報が公になると、特定大学にどの法人等が寄付したかという特定大学にとって機微な情報が他の私立学校等に知られることになり、当該部分に記載されている法人等に寄付依頼が集中するといったことが考えられ、今後、特定大学への寄付が減少するなどして特定大学の寄付金募集活動等に影響を及ぼすおそれがある。

(ウ) したがって、不開示部分 1 に記載されている情報を公にすると寄付申込者である法人等及び特定大学の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ（法 5 条 2 号イ）がある。

イ 不開示部分 2 について

当該部分に記載されている寄付申込者である法人等の印影及び代表者の印影は，記載事項の内容が真正なものであることを証する機能を有するためのものであり，これを公にすることにより，偽造又は悪用されることとなれば，寄付申込者である法人等に損害を与え，正当な利益を害するおそれ（法 5 条 2 号イ）がある。

ウ 不開示部分 3 について

当該部分には，法人登記簿等に氏名が掲載される役員ではない寄付申込者である法人等の担当者の氏名及び印影が記載されている。事業団が当該部分に記載されている情報を公表したという事実はない。

したがって，不開示部分 3 に記載されている情報は，法 5 条 1 号の不開示情報に該当する。

エ 不開示部分 4 について

当該部分には，寄付申込者である法人等が望む寄付宛先である特定大学教員の氏名が記載されている。事業団が当該不開示部分に記載されている情報を公表したという事実はない。

したがって，不開示部分 4 に記載されている情報は，法 5 条 1 号の不開示情報に該当するものとする。

(3) 以下，上記諮問庁の説明を踏まえて検討を行う。

ア 不開示部分 1 について

(ア) 受配者指定寄付金制度は，法人税法 37 条 3 項 2 号の規定に基づく財務大臣の指定を受けたものであり，同規定により「公益社団法人，公益財団法人その他公益を目的とする事業を行う法人又は団体に対する寄附金のうち，イ 広く一般に募集されること。ロ 教育又は科学の振興，文化の向上，社会福祉への貢献その他公益の増進に寄与するための支出で緊急を要するものに充てられることが確実であること。」が要件とされている。そして，事業団では，この要件を満たさない寄付を排除するため，「寄付者がその寄付をしたことにより特別の利益を受ける結果となるもの」等を受配者指定寄付金の受入れ除外要件にしている。

このように，受配者指定寄付金は，個別の研究等に対して寄付するものとは異なり，公益の増進に寄与するための一般的な寄付と位置づけられているから，寄付申込者である法人等にとって，受配者指定寄付金制度を利用して私立学校等に寄付したことが公になったからといって，諮問庁の説明するような法人等の経営上の機微な内

部情報が明らかとなつて経営戦略に影響を与えるとは認め難く、また、受配者指定寄付金の金額の多寡によって法人等の営業活動に支障を及ぼすとも認め難い。したがって、不開示部分1は、公にすることにより寄付申込者である法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報とは認められない。

さらに、寄付申込者である法人等の正当な利益を害さない以上、不開示部分1を公にすることにより特定大学と寄付申込者との信頼関係が損なわれて特定大学の寄付金獲得に支障を生じるとの諮問庁の説明も認め難く、不開示部分1は、特定大学の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報とも認められない。

(イ) したがって、不開示部分1に記載されている情報は、法5条2号イに該当せず、開示すべきである。

イ 不開示部分2について

当該部分に記載されている印影は、寄付申込者である法人等及び代表者の記載事項の内容が真正なものであることを証する機能を有するためのものであって、それにふさわしい形状を有することが認められ、これを公にすることにより、寄付申込者である法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとする諮問庁の説明は首肯できる。

したがって、不開示部分2は、法5条2号イに該当し、不開示としたことは妥当である。

ウ 不開示部分3について

当該部分に記載されている情報は、いずれも法5条1号本文前段に規定する、寄付申込者である法人等の担当者の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

諮問庁は、当該部分に記載されている情報を公にしておらず、法5条1号ただし書イに該当するとは認められず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も存しない。

次に、法6条2項の部分開示について検討すると、当該氏名及び印影は、いずれも個人識別部分であることから部分開示の余地はない。

したがって、不開示部分3は、法5条1号の不開示情報に該当し、不開示としたことは妥当である。

エ 不開示部分4について

当該部分に記載されている情報は、法5条1号本文前段に規定する、特定大学教員の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

諮問庁は、当該部分に記載されている情報を公にしておらず、法5条1号ただし書イに該当するとは認められず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も存しない。

次に、法6条2項の部分開示について検討すると、当該氏名は個人識別部分であることから部分開示の余地はない。

したがって、不開示部分4は、法5条1号の不開示情報に該当し、不開示としたことは妥当である。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号及び2号イに該当するとして不開示とした決定については、別紙に掲げる部分以外の部分は、同条1号及び2号イに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別紙に掲げる部分は、同条2号イに該当せず、開示すべきであると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 慎美, 委員 山田 洋

別紙（開示すべき部分）

寄付申込者の社名（法人等の名称），住所，代表者名（役員氏名）